島野　佳伸	平20.11.26		三菱重工業株式会社顧問 中央労働委員会委員
染森　宣雄	平20.11.26	新日鐵住金株式会社顧問	産業振興株式会社監査役 中央労働委員会委員
齋尾　親徳	平20.11.26	中央労働委員会委員	日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員副社長 日本郵政公社理事
佐藤　洋子	平20.11.26	中央労働委員会委員	財団法人津田塾会常任理事
髙原　　徹	平22.12.15		東京レコードマネジメント株式会社代表取締役社長 日本原子力防護システム株式会社常務取締役総務部長 東京電力病院事務部事務長 中央労働委員会委員
子原　正明	平22.12.15	中央労働委員会委員	日本ＩＢＭ株式会社人事管理労務企画部長
石原　正喜	平22.12.15	中央労働委員会委員	倉敷紡績株式会社顧問 倉敷紡績株式会社取締役常務執行役員
大矢　和子	平22.12.15	公益財団法人資生堂社会福祉事業財団理事長 中央労働委員会委員	株式会社資生堂常勤監査役 日本監査役協会理事
田中　　清	平25. 3. 6	東京経営者協会専務理事 中央労働委員会委員	社団法人日本経済団体連合会専務理事 中央労働委員会委員
富田　敏徳	平25. 3. 6	三菱重工業株式会社顧問 中央労働委員会委員	株式会社菱友システムズ顧問
梁川　　卓	平25. 3. 6	公益財団法人メトロ文化財団理事長 中央労働委員会委員	株式会社メトロフードサービス代表取締役社長 東京地下鉄株式会社常勤監査役
宇多田　元	平25. 3. 6	昭和電工株式会社顧問 中央労働委員会委員	昭和電工ガスプロダクツ株式会社常務取締役
長崎　文康	平27. 3. 4	新日鐵住金株式会社顧問 中央労働委員会委員	
樋渡　智子	平27. 3. 4	東京経営者協会上席参事 中央労働委員会委員	
松井　博志	平27. 3. 4	一般社団法人日本経済団体連合会国際協力本部副本部長 中央労働委員会委員	
熊谷　　毅	平26. 7.16	中央労働委員会事務局長	厚生労働省政策統括官
内野　淳子	平25. 7. 3	中央労働委員会事務局次長	内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官
井上　　真	平26. 6. 4	中央労働委員会事務局次長	宮城労働局長

公　告

諸　事　項

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２８５号

東京都港区南青山２丁目９番25号
債務者　有限会社ＰＬＡＮＦＯＲＴ
代表者代表取締役　北村　　力
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長町　真一
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月28日午前10時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３１号

東京都中央区日本橋浜町３丁目７番１号　浜町落合ビル
債務者　株式会社亜洲広告社
代表者代表取締役　渡邊　　優
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　建成
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午後３時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３３号

東京都八王子市暁町１丁目10番13号
債務者　有限会社トーヤマ精工
代表者代表取締役　遠山　浩彦
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金田　万作
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３３６号

東京都三鷹市上連雀３丁目12番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都三鷹市上連雀４丁目26番10号
債務者　有限会社川崎運送
代表者代表取締役　川崎　康樹
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　孝幸
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前11時

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３５６号

栃木県那須塩原市野間288番地５
債務者　株式会社ジー・ビー・テック
代表者代表取締役　原　　文宏
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐久間幸司
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午後１時30分

東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１３６０号

福島県福島市小倉寺字前野12番地
債務者　株式会社介護ルネサンス
代表者代表取締役　加藤　幸雄
1　決定年月日時　平成27年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪山　雄央
4　破産債権の届出期間　平成27年４月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月29日午前10時

東京地方裁判所民事第20部